

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和3年度予算概算要求額 33,313（25,813）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展を後押しするため、農業水利施設の機能の安定的な發揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく実施します。

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. きめ細やかな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災を支援します。（ため池廃止の定額助成制度額を引き上げ）
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 净化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

※ ため池工事特措法期間内は2、3のため池対策を定額支援。

4. 施設情報整備・共有化対策

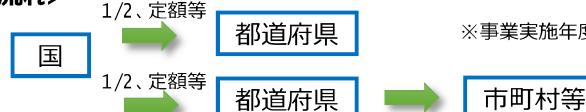
農業水利施設情報等の地理情報システム化やクラウド化等を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

※下線部は拡充内容

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年（ため池の場合は5年以内）以内 等

＜事業の流れ＞

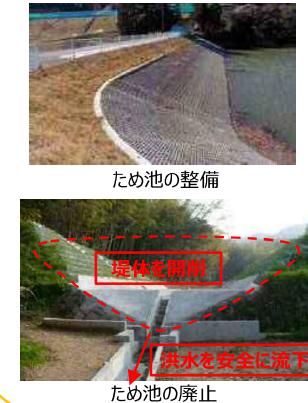


※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

きめ細やかな長寿命化対策



機動的な防災減災対策



施設情報整備・共有化対策



ため池の保全・避難対策



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課

防災課 (03-6744-2210)

設計課 (03-6744-2201)

地域整備課 (03-6744-2209)

水利施設整備事業<公共>

【令和3年度予算概算要求額93,410（71,628）百万円の内数】

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化・水管理の省力化を図ります。

<事業目標>

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
【実施要件】受益面積200ha（畠は100ha）以上 等
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
【実施要件】受益面積100ha（畠は20ha）以上、機能保全計画の策定 等
3. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
(附帯事業：中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等)
【実施要件】受益面積20ha以上 等
4. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
【実施要件】受益面積5ha以上 等
5. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等

【R3年度拡充の内容】

- ①農業用ダムの洪水調節機能の強化
放流施設の整備や堆砂対策等を支援するためのメニューを創設
(河川管理者への情報提供に必要な水位計、データ処理装置等の整備は定額助成)
- ②管理事業と一体的に実施する国造施設の改修・改築・改良
2. の事業実施主体に市町村を追加
国の指導・助言の下で先進技術を用いて行う電気機械設備の改良（省エネ化等）の補助率を嵩上げ（50% → 2/3）
- ③中山間地域対策の強化
中山間地域等での更新整備を推進するため、国庫補助率を嵩上げ（50% → 55%）
- ④実施計画策定事業の時限延長
水利用調整、施設計画・機能保全計画の策定をR7まで、資産評価データ整備をR4まで延長

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

管理事業と整備事業との連携の強化

【背景・目的】

- 施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を徹底して推進するため、施設管理者による国営造成施設の適期の改修・改築・改良(管理事業との一体的な実施)を促進する。
- ア. 電気料金の高騰による施設運転経費の増大、イ. 人口減少・高齢化による施設操作要員の不足、ウ. 豪雨災害による施設水没等のリスクが深刻な課題となっているため、先進技術の活用による電気機械設備の省エネ化・省力化・耐災害性強化を推進する。

管理事業

(基幹水利施設管理事業)

- ・実施主体：県又は市町村
- ・国費率：30%等
- ・事業内容：

- 施設の操作・運転
 - ・取水・配水、排水等の調整
 - ・操作・運転

- 施設の点検・整備
 - ・定期点検、軽微な部品交換
 - ・油脂補充、清掃・除草



施設整備事業

(水利施設整備事業(拡充))

- ・実施主体：都道府県又は市町村
- ・国費率：50%等又は2/3
- ・事業内容：施設管理者が行う老朽施設の改修等

○老朽施設の改修・改築(国費率50%等)

- ・老朽施設の改修工事、ゲート・バルブ・ポンプの分解・部品交換・再組立、受配電盤設備の更新等

○国の指導・助言の下で先進技術を活用して行う電気機械設備の改良(国費率2/3)

- ・高効率の変圧器・ポンプの導入(省エネ化)
- ・施設管理のデジタル化・リモート化(省力化)
- ・水密構造扉の整備等、浸水防止対策(耐災害性強化)



更新事業

(国営かんがい排水事業)

- ・実施主体：国
- ・国費率：2/3等
- ・事業内容：

- 施設の補強を目的とする改良工事
 - ・ダム・頭首工等の耐震化
 - ・機場建屋の基礎の補強等

○施設の更新

- ・老朽施設の部分更新又は全面更新



- ◆ 20~40年周期での実施
- ◆ 更新事業までの間に実用化された先進技術の適期採用が困難

水利施設整備事業の拡充

基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合に、

- ① 事業実施主体に市町村を加える。
- ② 基幹水利施設管理事業で策定した基幹水利施設管理強化計画を、本事業の提出資料の一部として代替可能とする。
- ③ 国の指導・助言の下で電気機械設備の省エネ化・省力化・耐災害性強化を行う場合の国庫補助率を嵩上げする(50%→2/3)。

農地耕作条件改善事業

【令和3年度予算概算要求額 29,988（24,990）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による扱い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組を支援します。

＜事業目標＞

扱い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

＜事業の内容＞

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入について支援します。

※ 1と2の型では、リタイア農家が所有する農地等を機構を介して扱い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業の農地整備・集約協力金により、農業者負担の軽減を図ることが可能です（整備費の最大12.5%）。

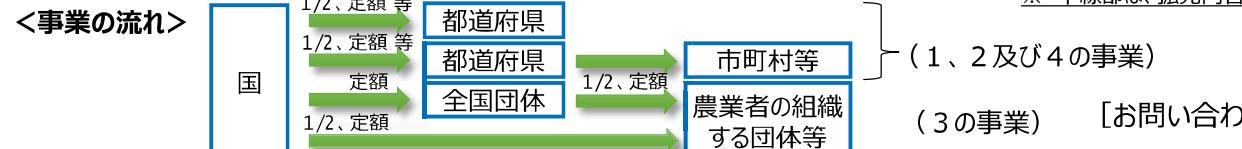
【実施要件】

①事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等（1～4の事業）

※ 2～4の事業はこれに加え、実質化された人・農地プランの対象区域等も対象とする。

②総事業費200万円以上、③農業者数2者以上、④スマート農業導入推進計画を策定（4の事業）等

※ 下線部は、拡充内容



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
生産局園芸作物課 (03-2502-5957)

農地耕作条件改善事業（1／3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、**営農定着に必要な取組を支援**することが重要。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促進**に向け、**ハードとソフトの両面から機動的支援**。

① 地域内農地集積型 最大5年(ハードは最大3年)

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- (ハード)区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畠地かんがい施設、用排水路や農道の更新整備^(※1)
(ソフト)1地区当たり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

(※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1／2相当
区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

定率助成^(※2)

- (ハード)農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
(ソフト)ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、条件改善促進支援 等

(※2) 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

きめ細かなハード整備



畦畔除去



暗渠排水



土層改良

排水対策等の強化（拡充）

畑作物、園芸作物を作付する水田の排水改良・石礫除去等のための共同利用機械導入を支援（定率助成）



採択要件 ①共通（地域内農地集積型）

- 対象区域：農地中間管理事業の重点実施区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- 事業費200万円以上
- 事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、改良区、農業協同組合、農業法人等

②高収益作物転換型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- 農地耕作条件改善のハード事業を実施
- 作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 等

③未来型産地形成推進条件整備型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- 未来型産地形成推進条件整備計画を提出
- 面積要件は、果樹は2ha以上、野菜は露地5ha以上、施設1ha以上 等

④スマート農業導入推進型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- スマート農業に適した基盤整備事業が実施されていること
- スマート農業導入推進計画を提出 等



水路の更新

農地耕作条件改善事業（2／3）

②高収益作物転換型 最大5年(ハード最大3年)

基盤整備とともに、高収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援します。

高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

(定額助成) プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向把握、輪作体系の検討、販売先の調査等※2

高度な技術指導（最大3年）

(定額助成) 高収益作物作付のための先進的な技術導入に向けた専門家による事業実施主体への高度な技術指導



高収益作物導入支援（最大5年）

(定額助成) 技術習得方法検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等※2

(定率助成) 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械の購入・リース※3 等



（※2）高収益作物転換推進費として、1地区あたり上限300～500万円（年基準額）を支援 （※3）農業機械の購入は、排水改良等、農地の良好な条件を維持するための簡易な基盤整備の用途のものに限る

③ 未来型產地形成推進条件整備型

省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル產地を形成する取組を支援します。

果樹

新產地育成型

(定率助成) 小規模基盤整備（盛土等）、資材導入、設備のリース導入

(定額助成)

- 新植（例：りんごの超高密植栽培 71万円/10a）
- 新植に伴う幼木の管理（22万円/10a）
- 早期成園化、経営の発展に係る取組

大苗の育成：20万円/10a

省力技術研修：3万円/10a

（※4）水田の場合、水田活用の直接支払交付金の水田農業高収益化推進助成と合わせて最大33.5万円/10aを支援。

既存產地改良型

(定率助成) 小規模基盤整備（園内道整備等）、資材導入、設備のリース導入

(定額助成)

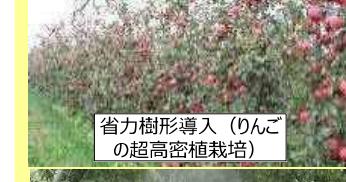
- 改植（例：かんきつの根域制限栽培 111万円/10a）
- 改植に伴う幼木の管理（22万円/10a）
- 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

大苗の育成：20万円/10a

代替農地での営農：28万円/10a

省力技術研修：3万円/10a

未来型產地形成



野菜

園芸作物導入型

(定額助成) 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、

GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

(定率助成) 農業用ハウス等施設・農業機械のリース導入

園芸作物導入型の要件

- ・実需者と協議会を構成し、協議会内実需者に產地規模の30%以上で契約取引を行うこと

スマート農業導入



④ スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS基地局等先進的な省力化技術を導入します。

スマート農業導入推進支援

(定率助成) GNSS基地局の設置と、これと併せて導入するトラクタへの自動操舵システム等

スマート農業導入推進計画

- 対象地区における基盤整備の状況（大区画ほ場、圃場内耕作道、用排水路パイプライン化、ターン農道 等）
- 導入するスマート農業の内容と、経済性の検討
- 地域の収益力向上に向けた取組方針※5 等を記載

（※5）地域内での高収益作物への取組方針等を記載

これなら
思い通りの
農業が
できるわ！



農地耕作条件改善事業（3／3）（農地整備・集約協力金）

- 基盤整備が進んだ地域に取り残された未整備農地は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、周辺の担い手に集約しやすい立地条件にあり、基盤整備によって担い手へ集約することで、地域全体として、農業生産性が一層向上することが期待される。
- 農地耕作条件改善事業の農業者の費用負担に対し、担い手への農地集積・集約率に応じて協力金を交付することにより、このような未整備農地の整備と担い手への集積・集約化を一層推進する。

農家負担ゼロの基盤整備

農地整備・集約協力金

（交付金額）

農業者の事業費負担の軽減を目的として、目標年度における担い手への農地集積率に応じて交付

目標年度における 担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

本協力金を活用する地区の特例ガイドラインを適用

通常のガイドライン

通常	国	都道府県	市町村	地	元
都道府県	50%	27.5%	10%	12.5%	
市町村	50%	14%	21%	15%	本協力金
改良区	50%	14%	13%	23%	特例

本協力金を活用する場合のガイドライン

通常	国	都道府県	市町村	地	元
都道府県	50%	27.5%	10%	12.5%	
市町村	50%	15%	22.5%	12.5%	本協力金
改良区	50%	15%	22.5%	12.5%	特例

概要

実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

対象：地域内農地集積型及び高収益作物転換型

要件：・農業者3者以上、面積10ha未満（中山間地域5ha未満）

- ・過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区に内在又は隣接する未整備農地であること
- ・全ての事業対象農地について、①農地中間管理権を15年以上設定、②人・農地プランを実質化、③目標年度までに担い手に集積・集約、すること
- ・事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける面積以上の経営面積を有していること（ただし新規就農者にあってはその限りではない）
- ・事業申請日から5年以上、農地賃借料を無償又は物納とすること
- ・本協力金と経営転換協力金は重複して交付しないこと

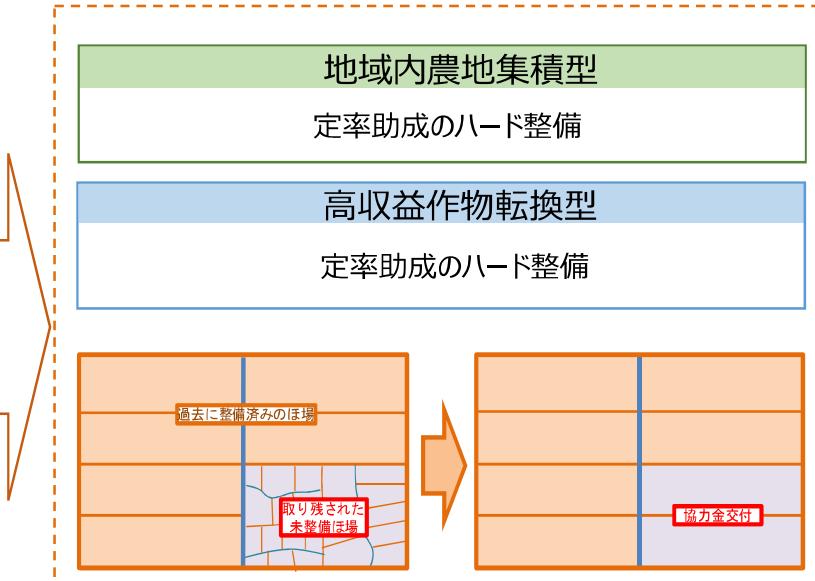
対象事業

地域内農地集積型

定率助成のハード整備

高収益作物転換型

定率助成のハード整備



ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度概算要求額 21.5億円（10.1億円）

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」によって、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- 加えて、幹事企業等が主導し、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う中小企業等を束ねて面向に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - 補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - 補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容を提供すること ((3)のみ)

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 企業間連携型

(補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内)

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

(2) サプライチェーン効率化型

(補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内)

中小企業のデジタル化を加速すべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面向に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

(3) 小規模事業ビジネスモデル構築型

(補助上限額：1億円、補助率 2/3以内 連携先 補助上限額750万円／者)

小規模事業者の強みである、柔軟な製品・サービスの提供、アフターサービスの充実などの特徴を活かすべく、幹事企業等（大企業を含む）が主導し、小規模事業者等10者以上の連携により、革新的ビジネスモデルの構築を行することで、地域経済の活性化やイノベーションを生み出す取組等を支援します。

※幹事企業が大企業の場合も、補助金支給の対象。連携先への大企業の参画は不可。

※連携先は、小規模事業者が半数を占めることが必要。